

No. 6

令和 7 年（12月）

第 4 回 定 例 会
専 決 处 分 の 報 告

熊 谷 市

目 次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第40号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育課	1
第41号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育課	3
第42号	熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育課	5
第43号	熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育課	7

報告第40号

専決処分の報告について

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年9月26日付け別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

報告第41号

専決処分の報告について

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年9月26日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年条例第 30 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」
に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

報告第42号

専決処分の報告について

熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年9月26日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」
に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

報告第43号

専決処分の報告について

熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年9月26日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月27日提出

熊谷市長 小林哲也

熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

熊谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

